

社会福祉法人上鳥羽福祉会 役員報酬規定

(目 的)

第1条 この規程は社会福祉法人上鳥羽福祉会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 委員は無報酬とする。

(改 正)

第3条 この規程の改正は、理事会・評議員会の議決を得て改正する。

附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。